

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">地理的表示海外保護・侵害対策実施規程</p> <p style="text-align: center;">制定 令和5年5月19日 2023 食需研第1081号 <u>改正 令和5年9月14日 2023 食需研第1123号</u></p> <p>第1 目的</p> <p>我が国には、その地域の気候や風土を活かし、伝統的な方法等により長年にわたって地域で生産された産品が数多く存在しており、これら地域の産品を地理的表示（以下「G I」という。）保護制度により知的財産として登録し、保護されることで差別化が図られ、取引の拡大や市場での評価が高まるなどの効果が現れている。一方、海外では、我が国のG I保護制度に登録された産品（以下「G I産品」という。）の模倣品販売やG I名称を冒認出願されるなどの事例が確認されている。</p> <p>このため、日本地理的表示協議会（以下「G I協議会」という。）は、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3 輸国第5 1 0 8号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1のIの2の（1）の2の地理的表示海外保護・侵害対策について、交付等要綱及び地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和3年3月30日付け2 食産第6 7 6 1号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助金を受け、地理的表示海外保護・侵害対策を支援する事業を実施するものとする。</p> <p>なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、交付等要綱、</p>	<p style="text-align: center;">地理的表示海外保護・侵害対策実施規程</p> <p style="text-align: center;">制定 令和5年5月19日 2023 食需研第1081号</p> <p>第1 目的</p> <p>我が国には、その地域の気候や風土を活かしたり、伝統的な方法等により長年にわたって地域で生産された産品が数多く存在しており、これら地域の産品を地理的表示（以下「G I」という。）保護制度により知的財産として登録し、保護されることで差別化が図られ、取引の拡大や市場での評価が高まるなどの効果が現れている。一方、海外では、我が国のG I保護制度に登録された産品（以下「G I産品」という。）の模倣品販売やG I名称を冒認出願されるなどの事例が確認されている。</p> <p>このため、日本地理的表示協議会（以下「G I協議会」という。）は、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3 輸国第5 1 0 8号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1のIの2の（1）の2の地理的表示海外保護・侵害対策について、交付等要綱及び地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和3年3月30日付け2 食産第6 7 6 1号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助金を受け、地理的表示海外保護・侵害対策を支援する事業を実施するものとする。</p> <p>なお、本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、交付等要綱、</p>

実施要領及び本規程に定めるところによる。

第2 事業の内容

海外において、我が国で登録されたG Iに関する商標を第三者が出願している事例や、我が国で登録されたG I製品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における我が国で登録されたG Iに対する侵害行為対策として、G I協議会は、以下の取組を行う間接補助事業者を支援する。

1 海外へのG I申請・登録及び商標出願・登録支援

海外において、我が国で登録されたG Iの保護を進めるため、G I登録生産者団体等（下記①から③までの者をいう。以下同じ。）が行う海外へのG I申請・登録及び商標出願・登録を支援する。なお、③の申請者においては、①又は②の団体との合意内容を確認できる書類を提出すること。③の申請者が、合意内容に反する行為を行った場合には、本実施規程における第10の1の（2）の「補助金を本事業以外の用途に使用した場合」に該当するものとする。

① G I登録された生産者団体

② G I申請を行いつつ公示されている団体

③ ①又は②の団体に代わって商標出願を行うことについて当該団体と合意した構成員又は当該団体と一体となって知的財産の管理に取り組んでいる等海外へのG I申請・登録及び商標出願・登録を支援すべきと認められる者（G I保護制度に登録された生産者団体又は同制度へ登録申請を行いつつ公示されている団体が法人格を有しない場合に限る。）

（1）協力関係にある国への申請

G Iの相互保護に向けて我が国と協力関係にある国（現時点ではタイ・ベトナムが対象）へのG I申請・登録。

（2）その他の国への申請

上記（1）に該当しない国へのG I申請・登録。

（3）海外への商標出願

海外への商標出願・登録。

実施要領及び本規程に定めるところによる。

第2 事業の内容

海外において、我が国で登録されたG Iに関する商標を第三者が出願している事例や、我が国で登録されたG I製品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における我が国で登録されたG Iに対する侵害行為対策として、G I協議会は、以下の取組を行う間接補助事業者を支援する。

1 海外へのG I申請・登録及び商標出願・登録支援

海外において、我が国で登録されたG Iの保護を進めるため、G I保護制度へ登録された生産者団体及び同制度へ登録申請を行いつつ公示されている団体（以下「G I登録生産者団体等」という。）が行う海外へのG I申請・登録及び商標出願・登録を支援する。

（1）協力関係にある国への申請

G Iの相互保護に向けて我が国と協力関係にある国（現時点ではタイ・ベトナムが対象）へのG I申請・登録。

（2）その他の国への申請

上記（1）に該当しない国へのG I申請・登録。

（3）海外への商標出願

海外への商標出願・登録。

<p>2 海外での侵害対策支援</p> <p>海外における我が国G I の侵害対策を強化するため、G I 登録生産者団体等が行う侵害に関する実態調査、警告状の送付、冒認商標等への異議申立・取消請求、差止請求等の対抗措置及びその他模倣品排除のための取組を支援する。</p> <p>第3 ～ 第13 (略)</p> <p>別記様式1 ～ 別記様式4 (略)</p>	<p>2 海外での侵害対策支援</p> <p>海外における我が国G I の侵害対策を強化するため、G I 登録生産者団体等が行う侵害に関する実態調査、警告状の送付、冒認商標等への異議申立・取消請求、差止請求等の対抗措置及びその他模倣品排除のための取組を支援する。</p> <p>第3 ～ 第13 (略)</p> <p>別記様式1 ～ 別記様式4 (略)</p>
--	--

附則

- 1 この規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和5年5月19日）から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程により実施した事業については、なお従前の例による。